

長 第 1 1 1 8 0 0 0 1 号
平成 2 8 年 1 1 月 1 8 日

各介護保険施設開設者 様
各指定介護事業所開設者 様

和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局長寿社会課長
(公印省略)

変更届等の届出に関する取り扱いについて

このことについて、本県（和歌山市内の指定介護事業所を除く。）における介護保険法に基づく事業を行う者（居宅サービス事業、介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）は、法令に定める事項等に変更が生じた場合や事業の廃止を行う場合等には、県知事に届出を行う必要があり、それぞれの届出ごとに介護保険法上、提出期限が定められています。

つきましては、下記のとおりそれぞれの届出ごとの提出期限について遵守していただきますようお願い致します。

なお、本通知は、法人に対し1部のみ送付しておりますので、傘下の事業所には貴職から通知願います。

記

(変更・再開届)

変更や休止していた事業を再開したときは、変更、再開があつてから10日以内に届け出なければならない。

(廃止・休止届)

事業を廃止または休止するときは、廃止又は休止の日の1月前までに届け出なければならない。

(辞退届)

介護老人福祉施設又は介護療養型医療施設の指定を辞退しようとする場合は、辞退の日の1月前までに届け出なければならない。

※和歌山県介護保険ホームページ『きのくに介護deネット』の『⑤各種申請・届出』ページ内に『変更・廃止・休止・再開届に係るQ&A』を掲載しておりますのでこちらも必ずご確認ください。

長寿社会課
サービス指導班
TEL 073-441-2527
FAX 073-441-2523